

申込は  
7/30~8/9

## 市営住宅の入居者募集

市は、普通市営住宅の入居者を募集します。募集住宅の一部は、入居基準を満たす59歳以下の単身の人も申込できます。申込資格など詳しくは、7月30日から配布する申込案内書(※)をご覧ください。なお、今回の募集は12月上旬の予定です。

(※) 配布場所は、西宮市営住宅管理センター(市役所南館3階)、住宅入居・家賃課(市役所池田庁舎4階)、市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンター・分室(越木岩は除く)、アクタ西宮ステーション、若竹生活文化会館

普通市営住宅 計45戸(高齢・障害者等の一部優先枠あり)

西宮浜4丁目(うちシルバー住宅1戸)、高須町1丁目(うちシルバー住宅1戸)、甲子園口6丁目(うち車いす対応住宅1戸)、津田町、弓場町、泉町、東町2丁目、今津巽町、東鳴尾町1丁目、上田東町、上ヶ原七・十番町、樋ノ口町1・2丁目、東山台1丁目、山口町、甲子園九番町

**申込** 申込案内書に添付している申込書(1世帯1通)を西宮市営住宅管理センターへ郵送(8月9日までの消印があり、かつ14日までの必着分が有効)を。重複申込無効

**問** 西宮市営住宅管理センター(0798・35・5028)

児童扶養手当

特別児童扶養手当

## 受給者は8月に更新を

7月以前から児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している人は、8月に更新手続きが必要です。該当者に更新用の書類を送付します。

※2年間続けて手続きしない場合、受給資格が無くなる場合あり

	児童扶養手当	特別児童扶養手当	休日受付を実施 8月18日(日)の 午前10時~午後5時に 市役所東館7階
受付期間	8月1日~30日	8月9日~23日	
提出物	現況届	所得状況届	
	遅れると来年1月の振込が一時的に差し止めに	遅れると11月の振込に間に合わない場合あり	

受付初日・最終日、月曜は混み合います。分散来場にご協力をお願いします

児童扶養手当、特別児童扶養手当

申請がまだの人は  
ご相談を

児童扶養手当 (HP) 26194403

**【支給対象】** 父母の離婚や死別などで父または母と生計を共にできないか、重度障害の父または母がいる児童を養育する人。一部公的年金等との併給可。所得制限あり

**【支給期間】** 児童が18歳に到達する日以降の最初の3月末まで。ただし、心身に中度以上の障害がある児童は20歳未満

特別児童扶養手当 (HP) 14504085

**【支給対象】** 身体、精神、知的障害の程度が中度以上の20歳未満の児童を養育する人。所得制限あり

**問** 子育て手当課(0798・35・3190)

ルール・マナー  
を守ろう

## 公園利用時の注意点

公園は、あらゆる世代の活動の場・憩いの場です。公園(武庫川河川敷を含む)を利用するときは、皆さんが気持ちよく利用できるようなルールやマナーを守りましょう。

**迷惑花火は終日禁止(午後10時以降は全ての花火を禁止)**

- ▶ロケット花火や打ち上げ花火など音の出る花火は終日禁止
- ▶手持ち花火は午後10時以降禁止(近隣や他の利用者の迷惑にならないようにマナーを守り、火の取り扱いに注意する)
- ▶花火をした後は完全に消火させ、花火が入っていた袋やごみは必ず持ち帰る



**近隣や他の利用者に迷惑をかけない**

- ▶小さな子が近くにいるときは、注意して遊ぶ
- ▶フェンスや壁にボールをぶつけない
- ▶中学生以上の球技や硬式野球などの危険球技禁止
- ▶早朝・夜間は静かにする
- ▶ハト等への餌やりをしない
- ▶ごみは持ち帰る

**公園遊具は正しく利用し、危険な遊びをしない**

- ▶ブランコは1人ずつ乗って遊ぶ
- ▶すべり台は逆走しない など

**武庫川河川敷緑地のサイクリングロードでの注意点**

- ▶スピードを出しすぎない ▶歩行者の横断に十分注意する
- ▶スマホを操作しながらの運転禁止

**問** 公園緑地課(0798・35・3611) (HP) 36333859

受講者  
募集

介護予防・生活支援員養成研修

## 家事を仕事にしませんか

市は、介護保険制度において提供される「家事援助限定型訪問サービス(掃除・洗濯・買い物など)」の新たな担い手の養成を目的に、3日間の研修(座学)を実施します。

研修修了後に、同サービスを行う民間法人に採用されると、介護予防・生活支援員として働くことができます。

日程	会場	申込
9月18日(水)・20日(金)・25日(水)の午前10時~	市民会館	セントスタッフ(03・6803・5624)月曜~金曜の午前10時~午後6時。土・日曜、祝・休日を除く)

※受講料無料。定員あり。詳しくは市のホームページで確認を

**問** 高齢介護課(0798・35・3661) (HP) 47327167

## 多文化共生を考える

『人権文化の花咲くまち 西宮』を目指して多様な視点から学ぼう!

### 「やさしい日本語」でのコミュニケーションのすすめ

日本語教育支援グループ「ことのは」理事長 矢谷久美子 さん

私は日本語教師です。この仕事を始めたころ、「日本語教師」という職業はまだあまり認知されていなくて、「国語の先生ですか」と確認されることもしばしばありました。「日本語教師は外国人に日本語を教える仕事です」そう説明すると、「では、英語が堪能なんですね」とよく言われました。実は、私は英語を巧みに操って、日本語指導をしたことが一度もありませんし、できません。教室では「やさしい日本語」を使ってコミュニケーションをとっています。「やさしい日本語」とは、相手に配慮した分かりやすい日本語のことです。勉強し始めた人たちが不安なく理解できるよう、ゆっくり、はっきり、短い文で話します。

「やさしい日本語」のエピソードを1つご紹介します。歯科医院で受付の手伝いをしていたときの事です。ある外国人の患者さんに次回治療費を多めに準備する必要があることを伝えなければなりませんでした。診察室で先生は治療内容やそれに費用がかかることを丁寧に伝えていたのです

が、患者さんは首をかしげ理解できない様子でした。そこで、私が呼ばれたのです。私は、患者さんの目を見て、「来週、1万円、持って来ます。お願いします」とゆっくり伝えました。患者さんは、すぐに理解して「はい」と返事をし、その場にいた全員がホッとして笑顔になりました。先生は「それでいいのか…」と目を丸くしていました。

西宮市の外国人住民は約8割がアジア出身です。つまり、英語はみんなが分かる言語とは言いきれない状況です。それに、日本語を勉強している人たちは、できるだけ日本語を理解したいと思っています。コミュニケーションの機会があれば、日本語で話したいのです。「やさしい日本語」はそれが実践できるツールです。いくつかコツがありますが、一番大切なのは相手のことを思って話すことです。また、言葉だけに頼らず、ジェスチャーや表情、文字や絵、時には実物を示して伝えます。そして「やさしい日本語」は外国人とのコミュニケーションのためだけでなく、日本人同士でも有効です。

「優しい」気持ちで「易しい」言葉で伝え合う「やさしい日本語」でのコミュニケーションを皆さんも実践してみてください。

**問** 秘書課(0798・35・3459)